

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで
② 昭和58年3月

私は、短大卒業後、A共済組合に約2年間加入し、退職した。

その後、B社に入社することになり、国民年金制度を知った。そこで、昭和51年4月に母親に同行してC町（現在は、D町）役場に行き、母親が、国民年金の加入手続を行い、遡って1年間の国民年金保険料として3万円程度を納付したにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされている。

また、申立期間②の国民年金保険料についても必ず納付しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の国民年金保険料を納付済みである上、当該期間直後の昭和58年4月から59年2月までの保険料を同年8月に過年度納付したことが確認でき、当該納付時点において、過年度納付することが可能な当該期間の保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらないことから、申立人は当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年1月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったものの、D町の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらない上、申立人が記憶している保険料の納付金額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月、10年5月及び11年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月
② 平成10年5月
③ 平成11年7月

私は、父親の経営する会社に勤務しており、親の勧めで国民年金に加入した。国民年金保険料は、母親に依頼して、申立期間①及び②についてはA信用金庫B支店において、申立期間③については同信用金庫C支店において口座振替により納付していた。申立書に添付している同信用金庫の普通預金取引明細表で、保険料の出納の記録が確認できる。

現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料についてはA信用金庫B支店において、申立期間③の保険料については同信用金庫C支店において口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、当委員会で入手した申立人に係るA信用金庫の預金取引明細表によると、当該期間に係る国民年金保険料の振替は、申立人の元妻に係る国民年金手帳記号番号（平成9年1月から基礎年金番号）により行われており、当該振替は申立人の保険料ではなく、元妻の保険料であったことが確認できる。

また、D市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①及び②頃の申立人及びその両親に係る国民年金保険料は、E銀行又はF銀行（いずれも現在は、G銀行）の預金口座からの振替により納付されていたことが確認でき、申立人の父親に係る同行の普通預金取引明細によると、申立期間①及び②の前後の期

間において、おおむね3人分の保険料が振替されているものの、申立期間①の保険料の振替日である平成7年7月17日には一人分の保険料が振替され、申立期間②の保険料の振替日である10年6月15日には保険料が振替されていないことが確認できる。ところ、当該収滞納一覧表によると、申立期間①について、父親は口座振替により保険料を納付、母親は7年8月22日に納付書により保険料を納付し、一人分の保険料のみが口座振替されていること、申立期間②について、保険料は口座振替されず、両親は共に10年7月22日に納付書により保険料を納付していることが確認でき、当該普通預金取引明細と一致する。

さらに、D市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料を納付書により納付したとする主張も無い。

申立期間③について、当委員会で入手した申立人に係るA信用金庫の預金取引明細表によると、当該期間に係る国民年金保険料の振替は、申立人の元妻に係る基礎年金番号により行われており、当該振替は、申立人の保険料ではなく、元妻の保険料であったことが確認できる。

また、申立人の父親に係るG銀行の普通預金等取引明細によると、申立期間③の前後の期間において、二人分の国民年金保険料が振替されており、父親は10年*月に60歳到達により国民年金の被保険者資格を喪失していることから、当該二人分の保険料は申立人及びその母親の保険料と推認できる。ところ、申立期間③については、当該普通預金等取引明細によると、当該預金口座からは一人分の保険料が振替されていること、D市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の母親の保険料が口座振替により納付されていることが確認でき、当該普通預金等取引明細と一致する。

さらに、D市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料を納付書により納付したとする主張も無い。

申立期間①、②及び③について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月
② 昭和54年10月

私は、記憶は定かではないが、昭和54年9月に退職し、その手続の一環としてA市役所又はB市役所において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、同年の還付申告で、保険料を社会保険料として控除申告したにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月の退職後に、A市役所又はB市役所において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、同年の還付申告で、保険料を社会保険料として控除申告したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年11月1日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る資格記録の記載は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を社会保険料控除に計上したと主張する当時の確定申告書においても、国民年金保険料の計上について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。